

公益財団法人上尾市地域振興公社上尾伊奈斎場つつじ苑デジタルサイネージ
広告掲載基準等取扱要綱

令和8年2月27日

理事長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、上尾伊奈斎場つつじ苑の指定管理者である公益財団法人上尾市地域振興公社（以下「公社」という。）が上尾伊奈斎場つつじ苑デジタルサイネージ（以下「斎場サイネージ」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 斎場サイネージへ掲載する広告の内容は、原則として社会的に信用性の確保された情報とし、その形式、表現等は、当該内容にふさわしい高い信頼性を与えるものでなければならない。

2 広告の内容又は形式が次の掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に該当するもの
- (7) 風俗営業に関するもの又はこれに類するもの
- (8) 貸金業又は投機的商品若しくは出資金に関するもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 消費者被害が生じ、又は拡大するおそれがあるもの
- (11) 青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるもの
- (12) 水着姿、裸体姿その他のおいせつ性を連想し、又は想起させる図画を使用しているもの。ただし、当該図画が広告の内容に密接に関係する場合はこの限りでない。
- (13) 他の個人又は法人の広告であると誤認させるおそれがあるもの
- (14) 責任の所在が不明確であるもの
- (15) 内容が偽り又は不明確であるもの
- (16) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると公社が認めるもの

3 広告の表現が次の掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、掲載しない。

- (1) 投機心又は射幸心を著しくあおるもの
- (2) 誇大な表現、根拠のない表現その他の事実の誤認を生じさせるおそれがあるもの

の

- (3) 国、地方公共団体その他公共の機関が特定の個人若しくは法人又は商品若しくはサービスについて推奨、保証、指定等をしていると誤認させるおそれがあるもの
- (4) 暴力、犯罪、賭博等を肯定し、又は助長するおそれがあるもの
- (5) 残酷な描写その他の善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (6) 当社の実施する事業名に類似した表現があるもの
- (7) 利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現
- (8) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると公社が認めるもの
(広告掲載の申込及び決定)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、公社指定の広告掲載申込書（第1号様式）と掲載したい広告の原稿をデータで提出しなければならない。なお、広告原稿の作成及び提出等に係る費用は、広告主の負担とする。

- 2 公社は、前項の申込書等の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し申込者に広告掲載（不掲載）決定通知書（第2号様式）で通知するものとする。

（広告の規格）

第4条 斎場サイネージに掲載する広告の規格は次に掲げる規格の通りとする。

- (1) 静止画広告データは、JPEG 及び PNG 形式で作成すること。
- (2) 動画広告データは、MP4、MOV 及び WMV 形式で作成すること。
- (3) 静止画及び動画広告データの画面構成比率は、幅9、高さ16の縦横比で作成すること。
- (4) 動画広告データは、1 枠 15 秒で作成すること。ただし、複数枠申し込みの場合はその限りではない。

（広告の位置）

第5条 広告の掲載場所は、公社が指定した場所とする。

（広告の掲載期間等）

第6条 広告の掲載期間は、1 か月又は1年単位とする。なお、期間終了日1か月前までに申込者より掲載を終了したい旨の申し出がない限り自動更新とする。

- 2 広告は掲載開始日の午前9時から掲載を始め、掲載終了日の午後6時で終えるものとする。

- 3 広告は1月1日から同月3日までは掲載しない。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は次に掲げる額とする。

- (1) 1 か月 1 枠 5,000 円
- (2) 1 年 1 枠 55,000 円

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、公社が指定する日までに広告掲載料を一括納付しなければならない。
また、納付に係る費用は広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第9条 公社は、次の掲げる事項に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定期日までに更新に関する広告掲載料の納付をしなかったとき。
- (2) 第2条第1項の規定に反する状態と公社が判断したとき。
- (3) その他、広告主の広告を掲載することが不適切であると公社が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は原則返還しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により公社が広告を掲載できなかったときは、日数に応じた額の掲載料を返還する。

2 前項ただし書の場合において、広告を掲載できなかった期間が3日以下の場合はこの限りではない。

(広告主の責任等)

第11条 広告内容等による一切の責任は、広告主が負うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、公社と広告主が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

第1号様式（第3条関係）

公益財団法人上尾市地域振興公社（上尾伊奈斎場つつじ苑）
デジタルサイネージ広告掲載申込書

年 月 日

公益財団法人上尾市地域振興公社
代表理事 宛

（申込者） _____

下記の内容にて、上尾伊奈斎場つつじ苑デジタルサイネージ広告掲載を申し込みます。
なお、公益財団法人上尾市地域振興公社上尾伊奈斎場つつじ苑デジタルサイネージ広告
掲載基準等取扱要綱の内容を遵守いたします。

記

【申込者情報】

フリガナ 会社名（名称）	
フリガナ 代表者名	
フリガナ 担当者名	
住所（所在地）	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
掲載を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
希望する枠数を記入	枠(15秒× 枠= 秒)

※ いずれかの方法でお申し込みください。

①メール ageokousyaside@ageo-kousya.or.jp

②FAX 048-723-8321

③郵送又は持参 上尾伊奈斎場つつじ苑 受付（上尾市大字瓦葺150番地）

※ 掲載を希望する期間は、1か月又は1年単位でご記入ください。

※ 広告掲載料は1か月5,000円/枠・1年55,000円/枠です。

第2号様式（第3条関係）

公益財団法人上尾市地域振興公社（上尾伊奈斎場つつじ苑）
デジタルサイネージ広告掲載（不掲載）決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人上尾市地域振興公社
代表理事

次のとおり決定したので、通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 掲載することはできません。
	※掲載することができない場合の理由
掲載期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
広告掲載料	円
サイズ	
備考	公益財団法人上尾市地域振興公社上尾伊奈斎場つつじ苑デジタルサイネージ広告掲載基準等取扱要綱に同意し、遵守すること。